

大子町告示第44号

大子町防災士資格取得補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年9月18日

大子町長 高梨哲彦

大子町防災士資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災の担い手となる防災士の養成を促進し、もって災害に強いまちづくりに資するため、防災士の資格を取得する者に対しこれに要する経費について、予算の範囲内において防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）による認証及び登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域における防災の担い手として自主防災組織等に所属し、又はその活動に参加する意思のある者
- (2) 防災士の資格を有する旨の情報を町長から消防本部、消防団、自主防災組織等に提供することについて同意する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 大子町暴力団排除条例（平成24年大子町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同項第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助対象者として適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修講座の受講料
  - (2) 機構が発行する防災士教本の代金
  - (3) 防災士資格取得試験受験料
  - (4) 防災士認証登録申請料
- (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額とし、30,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防災士資格取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状及び防災士証（顔写真の面）の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、防災士資格取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付手続の省略)

第8条 規則第18条の規定により、規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

防災士資格取得補助金交付申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

防災士資格取得補助金の交付を受けたいので、大子町防災士資格取得補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、防災士の資格を有する旨の情報について、町長から消防本部、消防団、自主防災組織等に提供すること、及び要件審査のため、町税等納付状況について、町が公簿等により確認することに同意します。

住 所			
フリガナ 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	
電 話 番 号			
自主防災組織等名			
認証登録年月日	年 月 日		
交付申請額	円		
補助対象経費	防災士養成研修講座の受講料	円	
	防災士教本の代金	円	
	防災士資格取得試験受験料	円	
	防災士認証登録申請料	円	

添付書類

- (1) 防災士認証状及び防災士証（顔写真の面）の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

大子町長

印

防災士資格取得補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった防災士資格取得補助金の交付については、大子町防災士資格取得補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付する

交付決定額 円

2 交付しない

理 由